景観計画・景観ガイドラインの主なポイント

建築行為等や公共施設の整備を行う場合には、景観計画に適合するとともに、景観ガイドラインを尊重するよう努めなければなりません(伊勢原市景観条例 第7条・第8条)。令和6年度から施行する改定・景観計画や景観ガイドラインに定める「景観に配慮すべき事項」のうち、特に留意すべき規定は下記のとおりです。

(注) 高さ 10 m超や延べ面積 500 m以上の建築物など、規模の大きい建造物の建設行為等を行う場合には 景観法令に基づく手続が必要です。手続の詳細は、紙面下に記載の市ホームページをご覧ください。

1 沿道部分の演出

- 口道路などの公共空間からの後退に努め、ゆとりある空間の確保に努める。
- 口仕上げをそろえ段差をなくすなど、道路や隣接地との連続性や一体感の創出に努める。
- 口歩行者空間と一体となる後退した敷地部分には、塀やチェーン、自販機その他の施設を設置しないよう努める。
- 口道路などの公共空間に面した敷地には、積極的に生垣や樹木を配置する。

2 設備機器等のおさまり

- 口屋上に設置する設備機器や塔屋などは通りから見えにくい配置とし、 建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。
- □駐車場や駐輪場の修景として、その周囲を緑化することで、通りから 見た雰囲気を和らげるよう工夫する。
- 口ごみ置場や物置、空調室外機等の設備機器を設置する場合は、緑化や 目隠しなどの工夫を行い、周囲の景観に違和感を与えないようにする。



通り沿いに壁が立ち上がり、 歩行者に圧迫感を与えている

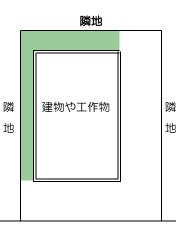
3 圧迫感の軽減

- □築造される長大な壁面は、分割・分節するなど、単調さや圧迫感を与えないよう工夫する。
- 口沿道に築造する擁壁は、勾配のあるものの使用や、化粧仕上げ、前面の緑化等の工夫により圧迫感の軽減に努める。

4 効果的な緑化

- □道路などの公共空間から「見える場所を中心に」、 周囲に潤いをあたえる効果的な緑化を行う。 ------>
- 口沿道部における緑のつながりを生かすとともに、 植栽に変化を持たせながら、まちなみを演出する。
- □ 樹容に優れた樹木やこれと一体となった樹林がある場合は、修景としての保全・活用に努める。

【景観効果に乏しい植栽例】 建物の裏手や陰に隠れる ような狭い場所への植栽



道路などの公共空間

5 周辺と調和する色彩の使用 (裏面記載)

6 その他の規定

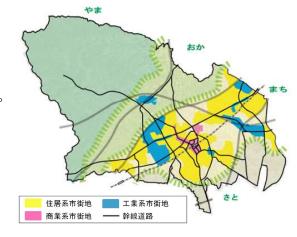
本チラシに掲載するほか、外構囲障や広告照明に関わる内容など、様々な規定があります。 計画図書を掲載する市ホームページ(https://www.city.isehara.kanaqawa.jp/docs/2014040800092/)をご覧ください。



■ 地域性を踏まえた色彩の使用

右図の やま・おか・まち・さと の4つの地域に市域を区分し、地域ごと に異なる特性を踏まえ、下記のとおり調和しやすい色彩の範囲を定め ています。また、背景となる自然や市街地の落ち着いたまちなみから 突出しないよう、高彩度の色彩などを使用しないように定めています。

(注) やま·おか·まち·さとの地域の境界付近にあっては、状況により 隣接する地域の規定について適用する場合があります。



▶ 外壁の色 外壁:建築物や工作物の外壁や柱の表面部分

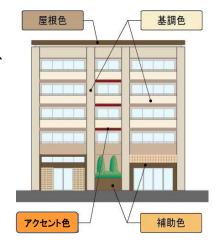
行為を行う地域			地域別に調和しやすい色彩			使用面積の制限ほか
			色相	明度	彩度	
まち(市街化区域)	基調色	住居系市街地	R·YR·Y系	4以上	3以下	外壁各面に対する基調色の使用面 積の割合は4/5以上
			その他の色	4以上	2以下	
		工業系市街地	R·YR·Y系	4以上	6以下	
			その他の色	4以上	2以下	
		商業系 市街地	R·YR·Y系	2以上(中高層部 6以上)	6以下	
			その他の色	2以上(中高層部 6以上)	3以下	
	補助色		R·YR·Y系		6以下 外壁各面に対する補助色の使用配 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 積の割合はアクセント色の部分と	
			その他の色		3以下	あわせて1/5以下
やま・おか・さと (市街化調整区域)			R·YR·Y系	4以上8以下	3以下	B、BPなど寒色系の色彩の使用 は原則控える
			その他の色	4以上8以下	1 以下	

▶屋根の色

口明度は6以下。彩度はR·YR·Y系の色は6以下、その他の色は3以下。 ただし、住居系市街地におけるR·YR·Y系の明度は4以上6以下、彩度は3以下、 また、やま・おか・さと の地域におけるR·YR·Y系の彩度は3以下とし、 B、BPなどの寒色系の色の使用は原則控える。

▶ 基準外のアクセント色の使用

- □周辺の景観との調和や建築物等の全体の色彩との調和に配慮すること。
- 口複数の色の使用を控え、できる限りシンプルな表現とすること。
- 口低層部に、小面積(外壁各面に対する使用面積の割合1/20以下)で使用すること。
- ・大山まちなみ継承地区ではアクセント色を原則使用できない。



▶ その他

口倉庫や自転車置場など付属施設の色彩は建物本体とあわせるなど、一団としてのまとまりに配慮すること。

口外周のフェンス等は、周囲の緑に溶け込みやすい黒茶系など、明度や彩度を抑えた色彩とすること。

伊勢原市景観条例の施行 平成26年4月1日 <u>本チラシの作成 令和6年3月</u> お問い合わせ 伊勢原市都市部都市政策課 E-mail <u>t-seisaku@isehara-city.jp</u> 〒259-1188 伊勢原市田中348番地 ☎ 0463-94-4742 (直通)

